

農地法第4・5条の許可申請（営農型太陽光発電設備） 提出書類一覧表

（令和2年5月版）
徳島県農林水産政策課

*証明書類は、申請前3か月以内のものを添付してください。

*営農型太陽光発電設備の設置については、徳島県では、国の通知等に基づいて審査を行っております。今後、国からの通知等により、必要書類に変更が生じる可能性があります。

書類の内容	書類の種類	要否	確認欄	備考
1. 許可申請	a. 許可申請書【所定様式】	必須		2部提出（通常の場合、1部（副本）は許可後返却）
2. 転用申請地の状況等に関する書面	a. 土地の登記事項証明書	必須		全部事項証明書で、3か月以内に発行されたもの
	b. 住民票、戸籍の附票等			土地所有者の現住所が、登記事項証明書に記載されている住所と異なる場合現住所までの異動の経緯がわかる書類
	c. 賃借権解約等に係る許可申請書又は通知書			賃借権設定期間内に転用を行う場合で、農地法第18条に定める手続が必要な場合
	d. 転用同意書			賃借権や地役権等が設定されている場合や、他に共有者がいる場合など、その土地に対する権利を有する者の同意が必要
3. 申請者の行為能力等に関する書面	a. 法人の登記事項証明書	必須		法人による申請の場合
	b. 法人の定款又は寄付行為	必須		
	c. 相続関係（土地の所有関係）が確認できる書面			登記名義人が死亡後、相続登記が未了の場合 ①相続関係図 ②戸籍・除籍謄本 ③相続放棄申述受理謄本、遺産分割協議書又はこれに代わるべき同意書等の書面
4. 転用申請地の位置と農地区分の判断に関する書面	a. 案内図	必須		転用計画地の位置及び付近の状況を表す図面（住宅地図等の写し等）
	b. 公図等の写し	必須		①転用計画地及び隣接土地を表示した公図等の写しに、地番・地目・土地所有者名を記載、②申請地が分かるよう色枠を付す。③転用計画地に隣接する道路、水路の幅員等を記載（道路は赤色、水路は青色に色塗り）
	c. 申請地を含めた周辺の現況写真	必須		写真上に申請地の範囲を赤線で示し、撮影日を記載。
	d. 地積測量図			一筆の内の一部に設備を設置する場合
5. 事業計画に関する書面	a. 事業計画書【様式第21号】	必須		申請地を選んだ理由、転用計画の概要を詳細に記入。周辺農地への被害防除対策も記入すること。
	b. 土地利用計画図	必須		土地利用計画を詳細に記入し、位置・隣接境界・施設間の距離を明記
	c. 併せて利用する土地の登記事項証明書			農地以外の一体利用地がある場合
	d. 排水計画書			放流先を明示する。（自然浸透処理のみの場合はその旨を記載）
6. 資金計画に関する書面	a. 資金証明書	必須		①預貯金残高証明書 ②融資（見込み）証明書 ③補助金の内示通知書等
	b. 転用に要する経費（パネル購入費、設置工事費等）に係る見積書	必須		原本提出（原本返還希望の場合は、原本を提示のうえ、コピーを提出）
	c. 支柱を含む設備の撤去費用の負担について、当事者間で合意されていることを証する書面			設備設置者が、土地所有者・設備下部での営農者以外の場合
	d. 支柱を含む設備の撤去経費に係る見積書	必須		原本提出（原本返還希望の場合は、原本を提示のうえ、コピーを提出）
	e. 支柱を含む設備の撤去に必要な資力を有することを証する書面	必須		「a. 資金証明書」と兼ねてよい
7. 農業上の利用との調整に関する書面	a. 隣接農地所有者・耕作者の意見書【任意様式】			北側等の隣接地が農地であり、営農に影響が及ぶ可能性が考えられる場合に添付
	b. 土地改良区の意見書			申請地が土地改良区域内にある場合（意見を求めた日から30日を経過してもその意見が得られなかった場合は、その事由を記載した書面）
	c. 水利権者の同意書			取水・排水についての水利権者、管理者等の同意書
8. 農地の復元に関する書面	a. 原状回復計画書【様式21号の3】	必須		

（裏面又は次ページに続く）

書類の内容	書類の種類	要否	確認欄	備考
9. その他、営農型太陽光発電設備設置の場合の必要書面	a. 支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備の農地転用許可申請に際しての確認（誓約）書【営農型様式第2号】	必須		許可の要件、許可条件、営農報告義務等について、理解し、遵守することの確認（誓約）書
	b. 経済産業大臣による再生可能エネルギー発電設備認定に係る書類	必須		電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条第3項に基づく認定通知書（写）
	c. 電力会社と需給契約することを証する書面	必須		契約（連係）申込み受領書（写）でも可
	d. 設備下部の農地における営農計画書及び営農への影響見込書【営農型様式第1号】	必須		
	e. ①設備下部の農地における営農への影響見込みの根拠となる関連データ ②必要な知見を有する者の意見書【任意様式】又は先行事例	必須		②における「必要な知見を有する者」とは、例えば、試験研究機関の研究者、営農指導員や、設備の製造者等が挙げられます。
	f. 農地法第3条許可申請書等【所定様式】			施設設置者が、土地所有者・設備下部での営農者以外の場合
	g. 太陽光発電設備等の概要について記した図面等	必須		①平面図（申請する農地全体の位置及び面積、内（下部の農地の位置及び面積、支柱等農地の表面を占有するもの）の間隔、面積、位置が確認できるもの） ②立面図（機器の高さ（機器の最高高、農地の上部空間に設置する機器の下面から農地までの高さ）が確認できるもの。） ③その他図面（基礎の固定方法・形状）、パネルの設置角度及び枚数、四国電力との電線の接続の位置が確認できる図面） ④空中または地下に配線等を行う場合は、その位置及び高さ又は深さが確認できる図面 ⑤パネルの仕様（メーカー名、品番、寸法、出力）が分かる資料（カタログの写など）
その他場合により必要となる書類				
	a. 用途廃止、使用・占用等許可申請書写			転用計画地内に、道路・水路等がある場合は、転用計画に応じた許可書等の写（申請中の場合は申請書の写し）
	b. 他法令の許認可申請書等の写し又は申請状況を説明した書面			他法令の許認可等が必要な場合（未申請の場合は、今後の申請予定等の状況を説明した書類を添付）
	c. その他農業委員会又は許可権者が必要と認める書類			

【許可を受けた後の報告等の手続きについて】

※ 必須

（転用事業者（発電設備設置者）は、農地法に基づく転用許可を受けた後、許可条件等に基づき、次のとおり報告等を行う義務があります）

- 1 工事完了証明願を農業委員会へ提出
 - ・転用事業者は、営農型発電設備の設置が完了したときは、遅滞なく工事完了証明願を農業委員会へ提出しなければならない。【様式第29号】
- 2 下部の農地における「毎年」の農作物の状況報告
 - ・転用事業者は、毎年2月末までに、下部の農地で生産した農作物の状況（収量・品質等）に係る報告書（営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告）を取りまとめ、必要な知見を有する者から内容が適切であるか確認を受けた上で、農業委員会を経由して農地転用許可権者に提出しなければならない。【営農型様式第4号及び別紙参考様式1又は2】
- 3 一時転用期間の期間満了後における再度の許可申請
 - ・一時転用許可の期間満了後に再度の許可を受けたい場合、転用事業者は、許可の期間満了の日の6ヶ月前までに、下部の農地における営農状況を示す資料及び下部の農地における営農計画書等を許可権者に提出の上、許可権者と協議する必要があります。